平成２７年（フ）第２６４号
高知市北本町４丁目６番46号
債務者　井上百利美
1　決定年月日時　平成27年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２７１号
高知市大津乙1161番地18
債務者　西岡ゆかり
1　決定年月日時　平成27年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２７４号
高知市桟橋通４丁目１番13号　リバプール桟四205
債務者　廣井　　歩
1　決定年月日時　平成27年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２７５号
高知市鴨部1035番地３　鴨部ハウス２Ｆ南４号
債務者　岡林　絹江
1　決定年月日時　平成27年12月24日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２７９号
高知県香南市吉川町吉原12番地５
債務者　山本神祈子
1　決定年月日時　平成27年12月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１５号
長崎県壱岐市郷ノ浦町田中触1006番地１　古城団地２棟221号
債務者　角谷　昌敏
1　決定年月日時　平成27年12月24日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２７年（フ）第３９７号
鹿児島県鹿児島市田上５丁目２番22号（松元ＡＰ102号）
債務者　北野ミツ子
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第５８３号
埼玉県川越市久保町６番地１（102号室）
債務者　伊藤　浩一
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５９７号
埼玉県狭山市大字水野215番地の14
債務者　先名　俊祐
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６１１号
埼玉県川越市豊田町２丁目３番地12（メヌエット川越Ｂ―202号室）
債務者　今野　陽介
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６１８号
埼玉県川越市砂新田１丁目８番地17（第１号館小川ビル303号室）
債務者　村山　明浩
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１７０号
長野県松本市横田４丁目８番７号
債務者　関沢けさ子
1　決定年月日時　平成27年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第６４号
岐阜県美濃加茂市太田町2693番地10
債務者　渡邉　　修
1　決定年月日時　平成27年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第８２６号
大阪府河内長野市小山田町451番地の149―１―513号
債務者　西山　雅子
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９４７号
大阪府松原市北新町１丁目13番15―103号
債務者　山下　照喜
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９４８号
大阪府藤井寺市小山９丁目９番34号
債務者　山下　卓昭
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９７０号
大阪府河内長野市松ケ丘西町1187番地の４、前住所堺市西区太平寺741番地７　ネスト202号
債務者　堤田　美鈴
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係